

自主事業に係る使用料の例について

1 概要

- 自主事業を実施する際に、施設の一部を活用して売店等を実施する場合には使用料が発生します。
- 使用料は、建物については「行政財産の使用許可に係る使用料計算要領」によって、土地については「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」に定められた計算方法によって算定されており、使用日数及び使用面積によって使用料が変わります。

2 年間想定使用料について

現行の指定管理者による使用方法は次のとおりである。

(1) レストラン（建物）

- ・ 年間使用料 : 881,317 円 (365 日)
- ・ 使用面積 : 114.470 m²

- 現行指定管理者の使用面積の算定に当たっては、レストハウスの建物部分のみであり、ウッドデッキを含まない。
- また、レストハウスの建物のうち、トイレ部分の面積は含まれていない。
- なお、事業者がウッドデッキを含めて使用することも可能である（この場合はウッドデッキ部分の使用面積が増えるため、使用料も同様に増額する。）。

(2) 売店

ア インフォメーション売店（建物）

- ・ 年間使用料 : 280,551 円 (365 日)
- ・ 使用面積 : 28.591 m²

インフォメーション売店は建物内で行われており、使用面積は、物品を陳列する面積及び利用者が使用する面積としている。

イ 花売店（屋外：土地）

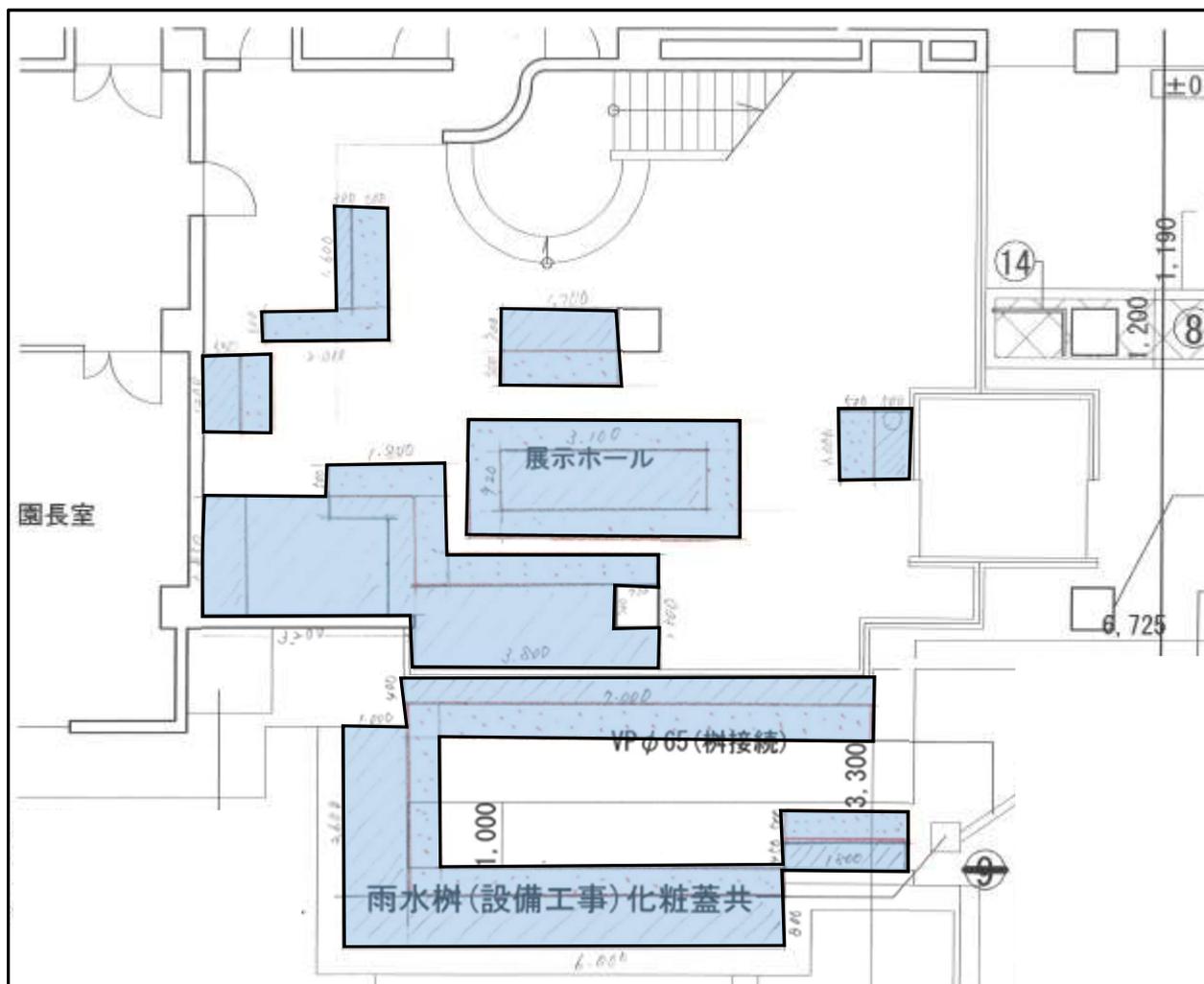
- ・ 年間使用料 : 76,170 円 (365 日)
- ・ 使用面積 : 19.960 m²

- 花売店は建物の外で行われている自主事業であり、土地に対する使用料が設定される。
- また、使用面積は商品を陳列する面積及び利用者が使用する面積としている。

4 他の民間事業者がレストハウスを利用する場合

自主事業でレストランを実施する場合、改修及び復旧に係る費用を民間事業者が負担する条件で、当該事業者がレストラン運営を行わせることが可能である。

1 本館建物及びその外における売店



2 レストハウス

